

2020年3月2日

【新型コロナウイルス】緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）の 利用対象者の範囲拡大について

この度は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さま方へ、心からお見舞い申し上げます。

株式会社十八銀行（取締役頭取 森 拓二郎）では、長崎県および長崎県信用保証協会と連携した制度融資『緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）』のご利用条件の一つである「セーフティーネット保証4号」の利用対象者について、下記のとおり「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者」を追加しましたのでお知らせいたします。

なお、「新型コロナウイルスに関するご相談窓口」をグループ各行本支店に設置しており、その他制度融資や既存のお借入に関するご相談も承っております。

記

【制度概要】

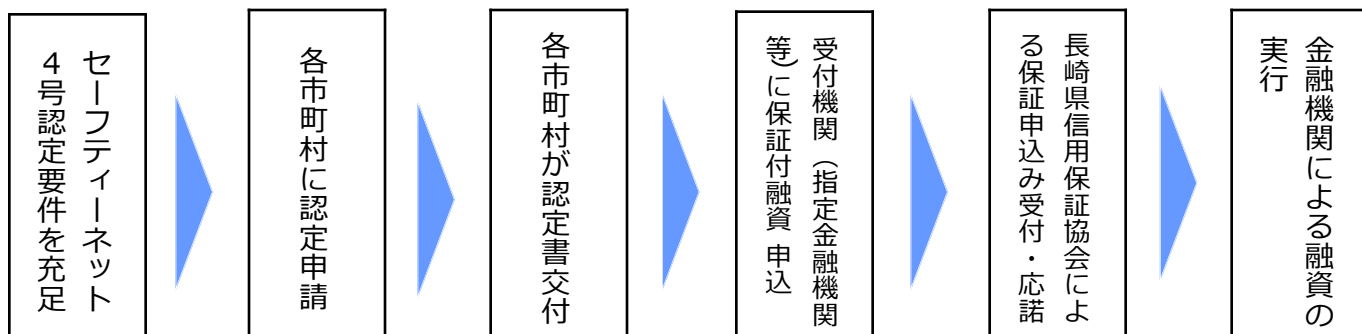
名 称	緊急資金繰り支援資金（環境変化対策）【セーフティーネット4号保証(※)】
ご利用いただける方	長崎県内の事業者（法人および個人事業主）のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因して直近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期比で減少する見込みの方
資金使途	運転資金、設備資金
ご融資限度額	1企業あたり3,000万円
ご融資期間	運転資金7年以内（うち据置1年）設備資金10年以内（うち据置2年）
ご融資利率	1.30%
保証料率	年0.05～年0.90% セーフティネット保証4号 をご利用の場合 0.05%（←今回新型コロナウイルス感染症の影響を対象範囲へ追加） セーフティネット保証5号をご利用の場合 0.00%
取扱店	長崎県内の十八銀行の本支店
取扱期間	2020年3月2日（月）～（終了時期は未定）

※ 上記は、本ニュースリリースを発出した時点のものです。詳しくは、各自治体の窓口にお尋ねください。

(※)セーフティーネット保証4号の概要

自然災害等（噴火、地震、台風等）の突発事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合および都道府県から要請があり国として指定する必要があると認めた場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度

【手続きの流れ】



※ お申込みに際しては十八銀行および長崎県信用保証協会で所定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。

※ 詳しくは十八銀行の本支店窓口へお尋ねください。

《 本件に関するお問合せ先 》

(株)十八銀行 営業統括部 担当：岡野・酒井

TEL 095 - 828 - 8861